

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主要目次

規則
千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

一

規則

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十二号

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「並びに第三十三号」を「、第三十三号並びに第三十五号ヲ及びワ」に改め、同項に次の一号を加える。

三十五 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関すること（盛土若しくは切土をする、又は土石の堆積を行う土地が二以上の隣接する地域振興事務所の管内にわたる宅地造成等、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第二十九条第一項又は第二項の許可（同法第三十四条の二第一項の規定により同法第二十九条第一項又は第二項の許可があつたものとみなされるものを含む。）を受けた

宅地造成又は特定盛土等及び宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第七条第一項の確認を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に

係る事務を除くものとし、盛土若しくは切土をする、又は土石の堆積を行う土地の面積が一ヘクタール未満の宅地造成等に関する工事及び当該工事の計画の変更であつて、変更後の盛土若しくは切土をする、又は土石の堆積を行う土地の面積が一・五ヘ

クタール未満のものに係るものに限る。）。

イ 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可に関すること。

ロ 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加に関すること。

ハ 第十二条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知に関すること。

ニ 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による

許可証の交付又は不許可の通知に関すること。

ホ 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。

ヘ 第十六条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可に関すること。

ト 第十六条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。

チ 第十七条の規定による工事完了の検査及び土石の除却の確認並びに検査済証の交付及び確認済証の交付に関すること。

リ 第十八条の規定による中間検査及び中間検査合格証の交付に関すること。

ヌ 第十九条第一項の規定による定期の報告の受理に関すること。

ル 第二十二条第二項の規定による勧告に関すること。

ヲ 第二十四条第一項の規定による立入検査に関すること。

ワ 第二十五条の規定による報告の徴収に関すること。

第五条第二項第四号イ中「第二十一条の五の二十一」を「第二十一条の五の二十二」に改める。

第七条第一号タ中「及び同条第四項」を「、同条第三項の規定による一時保護状の請求、同条第七項の規定による一時保護の解除及び同項ただし書の規定による取消しの請求、同条第九項の規定による児童の一時保護並びに同条第十三項」に改め、同号ネ中「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十条第九号中「気象災害に強い果樹産地支援事業補助金」の下に「、果樹産地強靱化支援事業補助金」を加え、同条第十八号中「中山間ふるさと・水と土保全対策支援事業補助金」を「中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金」に、「農業基盤整備促進事業補助金」を「団体営水利施設等整備事業補助金、畑作等促進整備事業補助金、災害関連農村生活環境施設復旧事業補助金」に改める。

第十二条第一項中「」及び第四十号を「の下に「、夷隅土木事務所の長にあつては第十四号から第十四号の九まで、第二十九号から第三十七号まで、第三十八号（建築物及び建築系工作物に係るものに限る。）及び第四十号を」を加え、同項第十四号二中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同号ヨ中「第十八条第二十五項」を「第十八条第四十一項」に改め、同項第十四号の八中「ロからトまで、リからワまで、ヨからノまで及びク（勧告に関することに限る。）」を「ロからニまで及びヘからリまで」に改め、同号イからリまでを次のように改める。

イ 第七条の規定による指導及び助言に関すること。

ロ 第十一条第三項及び第十二条第四項の規定による判定に関すること。

ハ 第十三条第一項の規定による命令に関すること。

ニ 第十三条第二項の規定による要請に関すること。

ホ 第十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

へ 第三十条第一項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画の認定に関すること。 ト 第三十二条の規定による報告の徴収に関すること。 チ 第三十三条の規定による命令に関すること。 リ 第三十四条の規定による認定の取消しに関すること。 第十二条第一項第十四号の八中又からクまでを削る。 第十二条第一項第二十九号中「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、「までに」を「まで及び第四十一号に」に改め、同項第三十七号中「（昭和四十四年千葉県条例第五十号）」を削り、同項に次の一号を加える。 四十一 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（開発区域が二以上の隣接する土木事務所の管内にわたる開発行為等又は宅地開発事業に伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る事務を除くものとし、開発区域の面積が一ヘクタール未満の開発行為等若しくは宅地開発事業及び新たな土地の開発区域への編入に係る開発行為等若しくは宅地開発事業の変更であつて、編入後の開発区域の面積が一・五ヘクタール未満のものに伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るもの並びに土木事務所長が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項の許可（同法第三十四条の二第一項の規定により、同法第二十九条第一項又は第二項の許可があつたものとみなされるものを含む。）をした又は宅地開発事業の基準に関する条例第七条第一項の確認をした宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）。 イ 第十二条第一項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可に関すること。 ロ 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加に関すること。 ハ 第十二条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知に関すること。 ニ 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知に関すること。 ホ 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。 へ 第十六条第一項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可に関すること。 ト 第十六条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。 チ 第十七条第一項の規定による工事完了の検査に関すること。 リ 第十七条第二項の規定による検査済証の交付に関すること。 ヌ 第十八条の規定による中間検査及び中間検査合格証の交付に関すること。 ル 第十九条第一項の規定による定期の報告の受理に関すること。			ヲ 第二十二条第二項の規定による勧告に関すること。 ワ 第二十四条第一項の規定による立入検査に関すること。 カ 第二十五条の規定による報告の徴収に関すること。 第十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 3 第一項の規定により土木事務所の長に委任するもののほか、長生土木事務所の長に次に掲げる事務を処理する権限を委任する。 一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関すること（雨水浸透阻害行為をする土地の面積が一ヘクタール未満のものに係るものに限る。）。 イ 第三十条の規定による雨水浸透阻害行為の許可に関すること。 ロ 第三十四条（第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加に関すること。 ハ 第三十五条（第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。 ニ 第三十七条第一項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の許可に関すること。 ホ 第三十七条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。 へ 第三十八条第一項の規定による届出の受理に関すること。 ト 第三十八条第二項の規定による工事完了の検査に関すること。 チ 第三十八条第三項の規定による標識の設置に関すること。 リ 第三十九条第一項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可に関すること。 ヌ 第四十二条の規定による立入検査に関すること。 ル 第四十三条の規定による報告の徴収若しくは資料提出の要求又は助言若しくは勧告に関すること。 第十二条の二中「第十四号から第三十二号まで、第三十七号、第三十八号（建築物及び建築系工作物に係るものに限る。）」、第三十九号及び第四十号」を「第十四号の十から第二十七号まで及び第三十九号」に改め、同条ただし書中「第十四号から第十四号の九まで」を削り、「、第三十九号及び第四十号（建築基準法第四条第九項の規定により知事が所管区域等を指定した建築主事が行う事務に係るものに限る。）」を「及び第三十九号」に改める。 附 則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条第一号タの改正規定は、同年六月一日から施行する。		
--	--	--	---	--	--

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八